

<特集・短期連載>「いま、原子力発電の是非を問う」

「いま、原子力発電の是非を問う」 第4章 - 3

(2011年8月4日)

第4章 本紙の原発関連運動 3

～ 九州電力株式会社への再質問書

本紙の第1回公開質問書に対し、九州電力は1988年（昭和63年）8月19日付けで回答書を送付してきた。以下はこの回答書に対する、本紙の再質問書である。

公開質問書（再質問）

九州電力株式会社
会長 川合辰雄殿

昭和63年9月14日

行政調査新聞社
代表：松本州弘

まず行政調査新聞社（以下「本紙」と略称）は、先に貴社に送付した公開質問書に対し、貴社が回答の労を尽くされた事柄に関して感謝の意を表明する。

貴社からの回答について、本紙の「見解」をここで申し述べる。

いうまでもなく「原発」問題は現在わが国にとって重大な社会問題であると同時に、貴社の事業運営にとっても決して「軽事」な問題ではないと本紙は思料する。このような「重要問題」（貴社にとっては通り一遍の業務問題？）に関して、本紙が貴社に掲示した公開質問書に貴社が1ヶ月以上も回答せず、再三におよぶ本紙の回答要請を受けてようやく回答されたことについて、まず本紙

は貴社の「安全性に関する説明」「コミュニケーションの形成」に対する認識と誠意に疑念を抱かざるを得ない。

貴社の回答を熟読したが、現在の原子力発電問題は貴社が捉えているほど甘くはない。本紙は現在の原発事情（反対運動・脱原発運動の事情を含め）を貴社にあらためて認識していただくために、先の公開質問書において、敢えて世界の原発事情を列記した。

貴社は、「政治」に信頼を託し、結局のところ、すべて政治任せにすることにより、現状の「原発促進事情」を守り通すことが可能だと考えていると思われる。だがこのような「信頼と依存の構図」は、時局が変化すれば一時代の現象として、あえなく水泡に帰すことは明白である。

多言を弄するまでもなく、外圧に弱いのがわが国政治の特色である。たとえどれほど、リクルート疑惑のごとき「政治と金」の効能によって政治を我田引水化しようとも、このような政治が通用するのは国内に限定される。多分に国際問題に関連する原発問題に関しては、このような政治と金の構図など、なんら通用する土壌はない。

従って、世界の脱原発の潮流がわが国に上陸すれば、政治と原発の関係はただちに断ち切られ、政治主導の「脱原発」が展開されることは明らかである。そのようなことはあり得ないとするのは、原発事業者の一方的な企業論理に過ぎず、客観性を著しく欠いたものだ。

本紙は、先の公開質問書に明記したように、冒頭から「反原発」を唱えているわけでも、また反原発運動を展開しているわけでもない。わが国の経済に対する原子力発電の貢献、さらに国家の安全保障という次元での原子力発電の意義について、本紙は十分に理解しまた評価している。だが同時に原子力発電に不可避の危険性を勘案し、本紙は原発を「必要悪」と認識するに至っている。

先般(7月)某日、ある政府閣僚が現在の反原発運動について、「原発が駄目なら冷蔵庫を使うな」といった主旨のコメントを発表した。

いまさら、このような知的レベルの政治家発言についての是非を云々する必要はないだろう。だがここで注視しなければならないのは、わが国の現在の原発事業関係者が、一様にこの程度の認識で原発事業に携わっているのか否か、

ということだ

現に、反原発運動に対処する原発事業者のすべて、すなわち原発促進に関する説明、原発の安全性に関する説明、原発施設の建設にともなうヒアリングにおける説明、さらにはいわゆる「御用学者」を動員し、ことさら原発の安全性を強調するという手法は、少なからず某閣僚の言う「反原発者は冷蔵庫を使うな」に一脈相通じるものであると感じざるを得ない。

本紙は、貴社に提示した先の公開質問書で、戦争で負けたわが国が戦後大きく「転換」した社会制度は、私的義務に代わって公的義務が社会制度上の中心になったことだと述べた。この制度上の転換を原発問題に敷衍してみれば、反原発者は冷蔵庫を使うな（私的義務）ではなく、公的義務の立場に立って原発事業者が、反原発者の理解を求めることが先決であると考ええる。

一昔前、わが国は成田空港の建設にあたって大騒動を惹起し、結果的にこの成田問題は現在にも延長されている。この問題は外見上、政府と反対住民の対決、という認識を一般国民に与えてはいるものの、本空港問題をさらに吟味すれば問題の根は深く、この「対決」によって国家と国民が被った損害には莫大なものがある。確かに、この損害を政府レベルで見れば微少の範疇に止まるであろう。だが反対・対決した住民側の損害は、名実ともに筆舌に尽くし難いものだ。

この成田空港問題に関連して引用されたのが、イギリスにおける空港建設の手法である。イギリスの場合、新規空港建設に際しては最低 10 年の交渉期間を置き、この間に住民側を説得し、最終的に住民側の協力を得ることを、空港建設の条件としている。従って、イギリスでは空港建設について、成田問題に見られるような政府と住民の対決は 1 件も発生していない。

ではなぜイギリスで空港建設が問題化されないのか。イギリス政府の中に、「空港に反対する者は飛行機に乗るな」となどと放言して憚らない感覚の所持者が 1 人も存在しないことはもちろん、空港事業を直接的に推進する事業者が、確かな思想の上に立って「公的義務」の存在を理解していたからだ。

今日、イギリス政治の基底を流れている政治思想とは、「合法の原理とデモクラシーの原理との不一致は、これを避けなければならない」というものだ。そのため、たとえ空港建設が「合法の原理」であっても、住民が有する「デモク

ラシーの原理」に不一致を来す場合は、空港を建設してはならない、とする「政治思想」が根付いている。

そのため、イギリスの政治思想の中には「空港に反対する者は飛行機に乗るな」から「原発に反対する者は冷蔵庫を使うな」などという感覚は存在していない。すなわち、イギリスに代表される民主主義の基本とは、公益・公共者の公的義務の自覚と、徹底した国民合意の形成にある。

数年前、本紙は原発事業をマラソン競技に喩えた意見を紙面に掲載したことがある。現在の原発事業をマラソン競技に喩えるならば、42.195 キロの道程を「一度も走ったことのないランナー」である。

ゴールにあるのは、つまり「原発に代わるエネルギー発電の新時代の幕開け」である。原発事業は「たぶん42.195 キロを走り切ることができる」ことを前提にして発足した社会の、そして経済のランナーだ。しかし、未経験のランナーにとって42.195 キロの道程とは、あまりにも遠大な距離である。ついに息を切らしたソ連のランナー・チェルノブイリ選手は、出力調整というミスを冒しダウンしてしまった。

だが、息を切らしたのはソ連ランナーだけではない。この他の国のランナーも大事故や小事故の乱発で42.195 キロの終着点をはるか先にして、息も絶え絶えの状況下にある。しかしこの原発マラソン、競技のマラソンと異なり「競技に参加する以上、何が何でも終着点に、無事に到達しなければならない」マラソンなのだ。このため、競技上のマラソンでは禁止されている第三者の助力も認められている。息も絶え絶えの原発ランナーを見かねた一団、すなわち反原発集団からはすでにドクター・ストップの声も出始めている。だが、原発ランナーがたとえどのように息切れしても終着点を目指して走り切らなければならないのは、現実問題としての国家的・国民的要請なのだ。

わが国の国家的・経済的要請からすれば、たとえどのような事態に遭遇しようとも、現状からみれば「原発」ランナーには、エネルギー新時代閉幕という終着点まで走り続けてもらわなければならない。そして、このための方法としては、すでに「問題山積」の兆候を見せ始めたランナーに、国民としての声援を送ると同時に、不測の事態がランナーに発生した場合は、直ちに支援の手を差し延べることがある。

この「たとえ話」の要旨はシンプルだ。わが国の原発事業が今後も健全な発展を遂げ、わが国の経済活動の要となるためには、原発事業自体が国民から支持され、信頼される位置を確保しなければならない、ということである。

本紙はここでいったん、回答者にわが国の原発事業者と、政策担当者を想定し、次のような問題を並べてみる。

- 1 本紙があえて「たとえ話」まで持ち出し、原発事業継続推進に関する「国民の理解」を強調したが、これは間違った意見であろうか。
- 2 原発事業の今後にとって「国民の支援と理解」は必要であるか、あるいは必要ではないのか。
- 3 原発事業者さらには原発政策担当者が、原発に対する「国民の支援と理解が不可欠」という考えに沿って、これまで国民の合意を得るための努力をしてきたか。あるいはそうではないのか。

残念ながらこれらの問題に対する回答は、すでにあらかじめ本紙が「現在の原発事情」の項に記している。

現行の原発事業者は基本的に、原発に対する国民の理解を必要としていない。また、原発事業者が国民に対して求めている「理解」とは、原発の危険性をも含めた中庸の立場にある「理解」では決してなく、一方的に原発事業者の企業論理を支持する理解にほかならない。

本紙は先の公開質問書の中で「時代の趨勢」に関する持論を示した。ここで本紙が記した時代の趨勢とは、最終的にすべてを決定するのは「時の流れ」であるとする本紙の意見である。

現在、わが国の原発事業者が、原子力発電を正当化するために掲げている大義名分とは「将来急速に増大する電力需要に対応するため」の原子力発電、というものだ。しかし、電力需要の増大は決してわが国だけの問題ではない。先進国、発展途上国すべてに共通するエネルギー事情である。そうしたなか、世界の「現状」は明確な足取りで脱原発の方向を示している。このような世界事情の中であって、ひとりわが国の原発事業者だけが、現在の原発を正当化するために「将来の需要増大」を掲げているありさまには、極めて日本的な自己論理だけに閉塞した、知的レベルを窺い知ることが出来る。

時代の潮流として、脱原発の必要性を自覚した「わが国以外」の電力業界は、それぞれ自国に適合した方法で脱原子力発電のエネルギー開発に取り組んでいる。この問題に関しアメリカの一例を記して置く、脱原発の時代的要請を受けた米国の電力業界は、各地方自治体と協力関係を結び、「ミニ発電」施策を推進している。また、このような脱原発の要請を受けた政策当局は電力事業の規制を大幅に改正し、「真に役立つ発電施設」ならば無条件に開設を認める方針を打ち出すと同時に、必要の場合には政府資金の「特別優遇貸し出し」措置を講じている。

このような政治的配慮と既存の電力事業者、自治体の協力によって、1987年度中に新たに開設された「ミニ発電所」は2300カ所以上に達し、この発電量は1600万キロに及んでいる。1600万キロの発電量とは、「原子力発電施設」が発電するエネルギーの6基分に相当する。仮にいま、米国内で新規に6カ所の原発施設を構築するとすれば、大問題が発生することは必至だ。なぜなら、現在の米国内では日本的な形式だけのヒアリングなど通用する余地はまったくなく、建設予定地域の住民がもつ認識もまた、日本人とは比較にならないレベルに達しているからである。

さらに、米国内における脱原発にともなうミニ発電所の誕生は、多方面に多くの貢献的役割を果たしている。ミニ発電所の主要燃料は、日本でいえば産業廃棄物だ。特にメインとなるのが自動車の古タイヤである。さらにこうした産業廃棄物を燃料化した場合は、当該の自治体から「産業(生活)廃棄物処理料」が支給されるといった経済的恩恵が与えられている。

従って、昨年までに開設された2300カ所以上のミニ発電所は、そのほとんどが当初の計画を上回る好決算を収めた、と報じられている。また、このミニ発電所は地域の雇用市場面にも大きく貢献し、新地域産業であるミニ発電所に、新たに雇用された労働者は15万人以上にのぼる、と伝えられている。

以上のようなミニ発電所の「成功」に刺激された米国の産業界と地方自治体は、①脱原発 ②雇用市場の開拓 ③産業・生活廃棄物処理、という3点を大きく掲げ、連邦政府に対し新たなミニ発電所の開設申請をだしている。7月末日現在、このような開設申請は4,532カ所に達している。仮にこの開設申請がすべて認可されれば、それにより発電される電力量は「原子力発電施設の20基分」に相当すると算出されている。

こうした米国の現状は、将来の需要増に対応するため無制限的に原発施設を建設しようとするわが国の現状とは、あまりにもかけ離れたものであり、そこに政治制度の違い、産業人としての「時代認識」の違いを見ることができる。

もちろん、米国とわが国では条件的に大きく異なるものがある。最も顕著な相違は国土上、地理上の問題だ。しかし、だからと言って、米国の脱原発がミニ発電所に活路を見出した現実を、わが国の電力事業者が「他人事」として見過ごし、ひたすら原発に電力事業の生命を賭け原発施設の新設に意欲を燃やす現状を正当化することはできない。現に「こうした時の流れ」を見通したわが国の政策当局は、昨年 11 月に電気事業法の一部を改正し「ミニ発電所」の開設認可に一步を踏み出している。

言うなれば、こうした政策当局の変化も「外圧」のゆえ、というべきものだろう。現在でこそ、通産省に提出されたミニ発電所の開設申請書は 20 数件に過ぎないが、通産担当官の言によれば、今後こうした動きは強まる傾向にある、という。

現時点におけるわが国のミニ発電所計画は、脱原子力や廃棄物の燃料化処理と直接結びついているわけではない。だが米国のミニ発電所開設で経験と実績を積んだ発電プラント・メーカーがわが国に上陸すれば、わが国でも自治体を中心としたミニ発電所ブームが沸き上がることは必至であろう。脱原発、新雇用市場の誕生、廃棄物の大量処理ともなれば、まさに日本国民の合意が形成される土壌が約束されたのも同然であろう。現在、原発事業者が大義名分に掲げているエネルギーの確保や、将来の需要増大に備えた原発施設の新規増設は、過去の夢物語に終わるしかない。

この「過去の夢物語」を実証しようとする動きはわが国の産業界にもあり、一部の発電プラント・メーカー等は、現在の経済実勢に適合するコストで、ミニ発電事業を経営出来る発電施設の開発競争に突入している。

世界の電力事業の将来的展望は、「自家発電」にあるとする見通しで一致している。このような「世界の認識」を無視または排除し、21 世紀の電力需要が現在の 1.4 倍に膨れるとした「原発事業者の論理」にわが国の電力業界が固執することは、許されないことなのだ。

先の公開質問書で、本紙は一方的な立場から原子力発電に反対しているので

はないことを明記した。しかし、このような立場を維持しながらも、現行の原発に「人類的な危険」が伴うものとして、原発を必要悪と考えざるをえない。本紙が望み期待するのは、このような必要悪的事業を必要善的事業に転換するための、熱意のこもった努力である。

本紙は、先に貴社に提示した公開質問書に対する回答を得て、原発事業に関する貴社の基本姿勢を明確に把握しよう試みた。しかし本紙は貴社の回答書を熟読し、あらためて貴社には本来的に原発事業者が有しなければならない「自覚」が欠如している現実を知るに至った。

貴社が本紙に提示した回答はあまりにも通り一遍の回答に過ぎ、なおかつ回答の主旨とは、貴社が反原発運動団体に示すマニュアルの一節に過ぎず、そこには誠意をもって質問した者に対して当事者が示すべき誠意是一片たりとも介在しないものであった。

さる8月24日、科学技術庁は、原発広報費として20億円強を総括予算から新規支出することを決めた。政策当局が原発に関し「国民の理解を求める目的」で広報費を新たに支出することについては、もちろん異論はなく、むしろ歓迎すべき政策決定であると考ええる。しかし、政策当局はもちろんのこと、実際の原発事業者に「真から国民に原発の存在を理解してもらおう」誠意と熱意がないのであれば、国民の税金によって賄う「原発広報費」も、大多数の国民を、政府と原発事業者のデマゴギーによって欺くための広報費用となるだけだ。

本紙はここで、原発事業者の貴社に対し明確につぎの事実……反原発運動が「世界の潮流」に至る以前ならば、貴社が強調する「原発は安全、という殺し文句」も通用したであろうが、原発について多くの知識と認識を会得した現在の国民には通用しない、という事実を指摘しておきたい。

本紙の質問に対して貴社が寄せた回答は確かに「優等生」的回答である。だが、この優等生的回答も、この根本をたどれば原発事業者が日常的に「広報」するマニュアルの領域を出るものではない。

いま本紙のみならず、多くの国民が原発事業者や原発関連の政策当局に求めているのは、まず「原発は安全だ」の一句ではなく「どうして原発が安全なのか」を、国民サイドで理解出来る説明だ。そして万一、わが国でチェルノブイリ規模の原発事故が発生した場合、政府と原発事業者はどのように対応するか、に対する説明である。「わが国ではチェルノブイリのような事故は起きません」

に終始する原発関係者の説明では、現実問題として原発に対する国民の不安を払拭することはできない。要はこの現実を、すべての原発関係者が認識することから、今後の原発問題が始まる。

貴社の回答に関する、本紙からの誠意を込めた反論

本紙が貴社の回答を受けとり、まず懸念したのは、貴社の回答が「いずれのサイド」から出されたのか、ということだ。回答の担当部課が「広報部」となることは組織構成上順当な手段としても、もし仮に回答が100%、広報部という領域からの「意見・見解」として出されたものであるとするならば、多くの問題を今後惹起することになる。

貴社が回答文中で指摘するとおり、現行の「反原発運動」にはいくつかの流れがある。反原発の主張をもっぱら「人間生活の安全」面から唱えるのも、一つの反原発運動である。また、このような反原発運動の中には、学者集団が主張する「学術的な反対運動」も含まれている。

本紙は、諸々の反原発運動団体が主張するこれらの「反対論理」をすべて承知の上で、先の公開質問書では敢えてこうした問題に触れず、大局的な視点に立ち、現行の原発事情に反対的提言を認めたのである。仮に、貴社がこのような本紙の立場と主張を理解せず、十把一絡げの概念で「広報部発」の回答をなしたのであれば、以後は広報部サイドでは処理できない素粒子論・中性子論をベースとした「反原発理論」で貴社に回答を迫ることになる。

過日、原子力委員会は21世紀に備えた原発の構想として、高速増殖炉化に関する提言案を発表した。

本件については、貴社も本紙に対する回答書簡の中で「プルトニウムを取り出して利用出来る…」とした表現で触れているが、こうしたわが国の原子力界の動きは、世界が「反原発・脱原発」に向かいつつある現在、何とも奇妙な感を抱かせるものである。すなわち原発の高速増殖炉化は、国民が共通の感情として抱く「原発と安全性」に関する不安を一層「わかりにくく」するものであり、必然的に一般の反原発運動も、素粒子論を中心にした学術領域に足を踏み入れざるを得なくなる。

本紙はこのような局面に備えて現在、包括的な素粒子論と原発の関係につい

て、すでに高速増殖炉の建設を中止に追い込んだフランスの反原発ニュー・ウエーブから資料を取り寄せ検討を重ねている。

現行の原子力発電に不安をつのらせ反原発運動を進めている「国民」が存在する一方で、現行の原発以上の危険性をともなう高速増殖炉の事業化を目指す政府と電力業界が存在する図式とは、正に狂気の沙汰と言うほかはない。

すでに高速増殖炉の建設が中止に追い込まれたフランスをはじめとして、当初の段階でウラン燃料発電をプルトニウム燃料発電に移行しようとした各国の政策は、総じて「再検討」ないし「棚上げ」にされている。このような時局にありながら、なおかつ、いまさら高速増殖炉を2020年までに実用化しようと提言した原子力委員会の「基本姿勢」とは、そのまま現在のわが国の原発政策と原発事業者の基本姿勢を示すものだ。

すなわち、本紙は以上のような認識に立脚して貴社に対し提言し、さらに質問したのである。従って本紙の「公開質問書」は、単に貴社広報部所属の諸兄らに読まれるためのものではなく、貴社を統括する責任ある立場の諸兄に一読を求めたものだ。

しかし貴社が本紙に提示した回答書簡は、貴社が反原発運動団体に開示してきた、極めて一般的なマニュアルに準ずる内容に終始した。要するに、このような原発事業者のありようは、現在における原発事業者と反原発推進者の関係を知実を示したもので、現行の原発事業者がいかに独善的・独断的立場にいるものかを明らかにしたものである。

関係する再質問事項

反原発の主旨とは趣を異にするが、次の事柄に関し貴社の明解な解答を求めたい。

本紙は大局的視野に立って先の公開質問書を貴社に提示した。このことに関し、極めて回答が遅れた件については改めて追及しない。だが、貴社回答の示す内容は、本紙が貴社に求めた質問とは著しく異なるものであり、客観的視点からみても誠意ある回答と認めることはできない。

貴社回答の要旨とは、原発事業者が一般の反原発運動団体用に作成したマニ

ユアルそのものである。本紙はこのような認識を基盤にして次項の質問をする。

* 本紙が貴社に提示した先の『公開質問書』は、貴社組織機構内中、最高レベルでどこまで到達しているのか。

課長までか。部長までか。担当取締役までなのか。あるいは社長・会長まで届いているのか。

以上の件について、あらためて貴社に質問する。

1：本紙質問事項（不安危険を伴わない生活環境の形成による豊かな社会の建設）について、貴社は電力の供給の安定化と原子力発電を中核にした燃料源の多様化を掲げた。しかし本項回答の底流にあるものは「原子力発電の中核化」を肯定したものであり、いま現実の反原発運動が求めている「なぜ原発なのか」に真正面から答えたものではない。

原発関係者の間からはよく、「反原発の人たちには、話しても共通するものがない」という言葉が聞かれる。しかしこの言葉は、原発を至上とする原発関係者にもそのまま適用される。したがって現在、真から原発関係者がなさなければならぬのは「だから原発が必要なのだ」という主張ではなく、「どうしても原発が必要なのです」について、国民に理解を求めることである。「原発中核」は決定済みである。「さあ、これ以外の事柄について皆さんと話しましょう」では、原発事業者と反原発推進者の対話、コミュニケーションなど絶対に生まれようがない。このような問題に関する「解決手段」は多局・多様にわたって存在するはずである。

以上の事柄について、本紙は改めて貴社の意向を質したい。

2：質問事項2（問答無用の体質）と、3（原発に100%の安全性はない）については、本紙としても貴社回答に反論すべき論拠は多々あるが紙面の関係上、以上については割愛する。

3：本紙は質問事項4で、既存原発施設の老朽化問題に言及した。本項回答で、貴社は「老朽化防止の施策」と将来にわたる老朽化対策の展望を示し、さらに「いずれは、原子力発電所は最終的に解体撤去となりますが、国土利用の観点から、その敷地は発電所用地等として有効に利用することを考えておりま

す」との見通しを開示した。しかし、本回答は「これらの問題」について、貴社が余りにも楽観的展望の裡に現行の原子力発電を認識していることに恐怖を抱くのである。

1979年にはGPU社が運営するスリーマイル島の原子力発電所で事故が発生した。以後9年間、企業側は米国政府の支援を得て「事後処理」を進めてきた。企業と米国政府がこの間に支出した費用は、スリーマイル島原発施設を「新設」する以上に必要だったといわれ続けてきた。だが、巨額を投下した「事故処理」も現段階に至って「手の付けられない状態」を来し、遂にGPU社と米国原子力委員会は「スリーマイル島完全封鎖」の最終決定を下し、この封鎖期間も最低30年と定めた。すでに9年を経ているにもかかわらず、である。しかもこの封鎖は炉心部に残留するセシウム137を放置したままの封鎖であり、仮に天災でも発生すれば、いつ外部に放射能が流出するかもしれない現状のままの封鎖である。

貴社は、解体撤去後の原発跡地を「国土の有効利用の観点から、その用地は発電所用地等として有効利用する」と答えた。確かに、スリーマイル島原発は事故によって運転を止めた原発である。しかし、現在の核技術からすれば、最終段階で運転を止めたすべての原発も、最終的にこのような方法によって「事後処理」を完了する以外にはない。ここで改めて問題となるのは、原子力の平和利用について、原子力の開発者であるアインシュタイン博士が述べた「最終処理技術が確立されるまで、原子力のエネルギー化は進めてはならない」の言葉である。

本紙は貴社の本項回答について、以上の事実を示した上で、本件について改めて貴社の見解を質したい。

4：続いて本紙の質問に関する貴社の回答5・6・7・8・9・10項について、本紙の反論を提示したいところではあるが、長文に及ぶため以上6項目については、今回質問を保留することとする。

本紙が貴社に提示した内容を吟味し、補遺として添付した本質問事項に対し、誠意ある回答を寄せられるよう本紙は期待する。なお、本質問事項に対する貴社の回答期日は来る9月25日までと定めさせて頂く。 以上